

第16号

社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成23年3月31日
発行者 社団法人秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 怜
住 所 〒010-0922
秋田市旭北栄町1番5号
秋田県社会福祉会館本館4階
URL <http://www.avs.or.jp>



あいさつ

秋田県生活環境部県民文化政策課長 前川 浩

皆様には、日ごろ犯罪被害者等の方々に対する施策の推進にあたって、格別の御理解と御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、平成23年度からの5ヶ年計画に基づく「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定いたしました。

多くの県民は、犯罪に巻き込まれたり、身近で犯罪被害者等に接する機会が少ないため、その置かれた状況についての理解が十分に進んでいない現状にあります。

計画では、「犯罪被害者等の置かれた立場が県民に理解され、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の形成に向けて、4つの基本方針のもとに、5つの重点課題を設定しながら、秋田被害者支援センターなどの関係機関と連携しながら推進していくことにしています。

また、これまで「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」とされてきた「犯罪被害者等」の対象者について、法律的に身分関係が必要なものを除き、「内縁関係者や婚約者等」も含め運用していくことにしています。

【重点課題と主な取組】

- ① 損害回復・経済的支援
損害賠償請求等の周知、給付金制度等の充実、居住先の安定確保、安定的雇用の継続
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止
保健医療・福祉サービスの充実、安全の確保の充実、保護・捜査・公判の配慮の充実
- ③ 刑事手続きへの関与の充実、刑事手続きへの関与のための情報提供や体制の充実
- ④ 支援体制等の整備充実、関係機関による総合的・横断的支援、研修充実、人材確保
- ⑤ 県民の理解の増進、各種啓発による県民理解の増進、学校現場の取組の充実

こうした取組を行いながら、県や関係機関・団体、県民等の責務を明らかにし、社会全体で犯罪被害者等に対する支援を推進していくため、できる限り早期に「秋田県犯罪被害者等支援条例」の制定を目指していきたいと考えております。

昨年11月に開催された「県民のつどい」に合わせて作成した「犯罪被害者等の手記」に寄稿いただいた方から、後日「この様なつどいがある。それが私達にどれ程の力を与え、励みになっているかわかりません。どうか、これからのこの灯を消す事なく、声を出したくとも出せない遺族の力になって下さい。」という手紙をいただきました。

このことを胸に刻みながら、被害に遭われた方々が、心や生活の平穏を早く取り戻せるよう、県民の支援の輪が少しでも広がっていく社会に向けて取り組んでいきたいと考えております。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、
まずはお電話をおかけ下さい。

相談電話 018-893-5937
(フリーダイヤル) 0120-62-8010

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)

平成22年度 犯罪被害者週間

11月25日～12月1日

講演

演題「犯罪被害者の実情と支援」

犯罪被害者自助グループ“緒あしす”
代表 青木 聡子氏

講演において青木氏は、平成8年、名古屋市において盗みを目的とした覚せい剤使用の男による殺人事件で両親を喪くした経験から、被害者遺族として置かれた状況、捜査や裁判の過程で受けた二次的被害、加害者が犯行当時覚せい剤を使用し、心神耗弱と認められたことから減刑されたことへの無念さなどについて

◎ 警察と検察での事情聴取において何度も自分の人生を振りかえるうちに「自分が悪かったから事件が起きたのではないか」と思うようになり、自責の念を抱いた。裁判で真実が明らかになると思ったが、加害者の口から語られることはなく、覚せい剤を使用し、心神耗弱と認められたことを理由に減刑されてしまった。裁判の結果が被害者遺族に暗い影を落とすことがある。裁判が終わっても被害者であることは終わらない。もし、自分が裁判員になったらどうするか、考えてほしい。

◎ 犯罪被害に遭うことは特別なことではないことをよく知ってもらいたい。誰もが被害に遭う可能性がある。「被害者にも落ち度があったのではないか」といった周囲からの特別視が、犯罪被害者等の孤立につながっている。周囲の見守りが大きな支援になる。

◎ 犯罪そのものは無くせないかもしれないが、二次的被害は社会の理解や制度の整備で無くせるのではないかと思う。

◎ 捜査や裁判といった被害直後の支援だけではなく、その後も続く被害者の日常生活への中長期的な支援として、行政による福祉的な支援が必要である。

◎ 行政や地域自治体がリーダーシップを発揮し、安全で安心して暮らせるまちづくりのために、交通安全、防犯（再犯を防ぐことも）合わせて被害者支援の取組みをお願いしたい。などと語りました。最後に青木氏が代表を務める犯罪被害者自助グループ“緒あしす”のメンバーを紹介するスライドを上映し、事件を風化させず、自分達を教訓にして、これ以上悲しい思いをする人を出してほしくないという思いを語り、犯罪被害者等の理解と支援への協力を訴えました。

■プログラム

- あいさつ 秋田県副知事
秋田県警察本部長 …………… (13:00～13:10)
- 来賓あいさつ・紹介 …………… (13:10～13:20)
- 行政説明 秋田県県民文化政策課 …………… (13:20～13:30)
- 講演 …………… (13:30～14:30)

「犯罪被害者の実情と支援」

犯罪被害者自助グループ“緒あしす”代表 青木 聡子氏

【プロフィール】青木 聡子 (あおき さとこ)

1996年、名古屋市内で発生した盗み目的の覚せい剤使用の男による殺人事件で両親を喪くしたことをきっかけに、2000年9月、犯罪被害者自助グループ“緒あしす”を発足させ、犯罪被害者の支援活動を実施。月1回遺族が集い、体験や思いを分かち合う定例会や、専門家等のゲストを招いて勉強会等を開催
◇著書「いのちかなでる」～犯罪被害者自助グループ緒あしす手記集(立花書房)

休憩 10分間

- 犯罪被害者等の手記の朗読 …………… (14:40～15:15)
秋田県立由利高等学校 放送部
犯罪被害者等から寄せられた8編の手記を朗読
- 閉会のあいさつ

犯罪被害者等の手記

「県民のつどい」で朗読する手記は、県内にお住まいの殺人事件や交通死亡事故の被害者の御家族が、辛い心情を表してくださったものです。このたび、手記集として、平成19年に続き第2集を発刊いたしました。多くの方々に御覧いただき、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性等について理解を深め、地域が一体となって犯罪防止や犯罪被害者等のために何ができるのかを考えるきっかけにいただければ幸いです。

展示コーナー

犯罪被害者等支援団体・自助グループ等の取組を紹介するパネルやパンフレット等をご覧ください。

～パネル展示団体等～

- 交通死亡事故被害者の会
- 犯罪被害者等
- 社団法人秋田被害者支援センター
- 秋田県
- 秋田県人権啓発活動ネットワーク協議会
- 秋田県警察

犯罪被害者週間とは・・・

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められました。「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

「県民のつどい」の開催

平成22年11月27日(土)・秋田県庁第二庁舎8F

〔遺族の方の手記〕を読んで

秋田県立由利高等学校 放送部

犯罪被害者等から寄せられた8編の手記を朗読

今回、遺族の方の手記を朗読させていただいたことは、とても貴重な体験になりました。以前、学校で遺族の方のお話を聞いたことがありましたが、実際に読むことで遺族の方の苦労や悲しみ、やるせない思いが私にも伝わってきました。なくなった方や遺族の方たちのことを考えると、胸が張り裂けそうになりました。

今、自分が生きていられることに感謝し、それを幸せに思い、これまで以上に命を大切にしていきたいと思います。

2年 猪又 詩音

今回の体験を通して、私は、日頃から様々なことに関心を持ち、しっかり考えて生きていかなければならないということを感じました。

今の社会は、いつどんな不幸が起こっても不思議ではないくらい、複雑で混沌としています。それなのに、危険と隣り合わせに生活しているかもしれないという自覚を持っている人は、いったいどれくらいいるのでしょうか。私たちに想像力や危機感が欠けているために、相手の気持ちを踏みにじるよう

な痛ましい事件が起こるのかもしれませんが。これからは、社会にもっと目を向けて生きていきたいと思います。

2年 眞坂 健介

今回、犯罪被害者の手記を読むという貴重な体験をさせていただきました。私にとって、事故や犯罪は非日常でしたが、この手記を読んで、他人事ではないと思うようになりました。同時に、家族が全員無事に生きていられるのは当たり前のことではないのかもしれないと気づき、毎日平凡な生活を家族と一緒に送ることができるのが幸せを感じることができました。

家族や友人など、たくさんの人に囲まれて生きていられる「今のこの時」を大事にし、自分の命はもちろん、人の命も大切に生きていきたいと思います。

2年 藤田 琴美

今回朗読をさせていただき、遺族の方たちの苦しみや悲しみの重さに耐えきれなくなった時もありましたが、貴重な体験ができてよかったと思っています。読むたびに被害者の方たちの辛い思いや苦しみ、悲しみがじわじわ伝わってきて、とても重苦しく複雑な気持ちになりました。けれどもそれと同時に、このことを少しでも多くの人に伝えなければいけないと感じました。私たちが普段当たり前だと思っていることが、実はとても幸せなことなんだと、たくさんの人に伝えたいと思いました。今回このような体験をさせていただき、本当にありがとうございました。

1年 佐藤 美希

〔ボランティアに参加して〕

ノースアジア大学

私の仕事はパネルの設営と会場の案内係りだった。担当したパネルは、今年羽後中学校でおこなわれた講演会の写真や犯罪被害者に宛てた生徒たちの手紙だった。仕事の合間に手紙を読んだ。どれもとても心に響く内容だった。重い内容だったためか、無記名が多かったように思う。あたえられた仕事についてはしっかりできたと思う。

講演を聴いて、一日一日を元気に生き、また次の日を迎えられることが何よりの喜びだと思った。

今回はとても貴重な体験をさせていただいた。またこのようなイベントがあれば是非参加したいと思う。命の大切さ、生きていることの喜びを学んだ一日だった。

経済学部1年 柏木 茂弥

ボランティアは何度か経験していますが、こういう形でのボランティアは初めてでした。県庁に入るのも初めてでした。(青森出身)。パネルを貼り付ける作業をしましたが、遺族の方々が書いた手紙はどれもメッセージ性の強いものばかりでした。受付の手伝いでは参加者が多く、それだけ注目されているイベントなのだと思います。無残な形で殺されてしまった方々の写真を見ましたが、今でも犯人が捕まっていないことに腹立たしさを感じています。機会があればまたスタッフとして参加したいと思います。

経済学部2年 池内 康二

展示コーナーでのパネルの設置や折り紙を折ったり、会場までの案内役をやらせていただいた。小さなことにも心配りを忘れずにできたと思う。スタッフとして手伝ったことで、犯罪被害者の会のことを知ることができた。また、遺品にも触れることができ、被害者の方々はどれだけ無念を残して亡くなったのか強く感じることができた。

講演を聴いて、「精神が不安定だからと言う理由で減刑になるのは何故なのか」、「どうして平等に裁くことができないのか」ということに疑問を感じた。事件後の被害者家族の状況は悲惨なもので、その後のケアも不十分であることを知った。私は自分に何かできることはないのか、今後この会に関するボランティアに積極的に参加したいと思う。

経済学部1年 井上 大輔

今回、スタッフとして手伝わせていただき、講演までの準備等も被害者支援の一つになっていると感じた。また、講演内容も重く辛いものだった。今でも苦しんでいる人たちを、少しでも救えるように活動している団体がある。私はそのことを認知せず生きていて恥ずかしく思う。この経験は深く心に残った。

法学部2年 小玉 陽介

私は警察官を志望しています。今までは自転車のツーロックなどのボランティアには参加したことがありましたが、このような大きなイベントのスタッフとして参加したことはありませんでした。最初は不安もあり、とても緊張しましたが無事終えることができてよかったです。今回イベントに参加して初めて知ったのが、秋田県には私が思っていた以上に防犯組織・団体がたくさんあったということです。私は地域と大学がもっと連携していけたら、今以上に活発な活動ができると思っています。今回のようなイベントがあればまたスタッフとして参加し、聴講もしたいです。

私は今、少年犯罪についての本を読んでいます。県民のつどいへ参加する前に先生から借りた本です。少年の実名報道に関する本で、たくさんの少年犯罪が出てきます。その事件の一部が講演で取り上げられていました。聴講後は両者の立場に立って読んでいます。遺族の方々は、「悲しい」とか「辛い」とかそんな簡単な言葉では表せない気持ちなのだと思います。私はこれまでそのような気持ちになったことはありません。間違っても人の命を奪ったりしないよう、まずは車の運転に気をつけ、交通事故を出さないようにしたいです。

法学部1年 堀井 柚季

広報啓発活動

街頭キャンペーン



秋田市遊学舎前で活動する支援員



より多くの方々に社団法人秋田被害者支援センターの存在と活動を知っていただきたく、さまざまな場面で広報啓発活動をおこなっております。

県民のつどい



地区啓発活動



大館地区連絡協議会で講話する佐々木相談員



北秋田連絡協議会



ご寄付ありがとうございます

(平成22年8月～平成23年3月現在)

社会貢献活動の一環として、被害者支援活動のため自動販売機による飲料の販売にあたり、その売上収益の一部を当センターに寄付していただいております。

- みちのくキャンティーン株式会社 様
- みちのくコカコーラボトリング株式会社 様
- ダイドードリンコ株式会社 様
- 東北ペプシコーラ販売株式会社 様
- 大館ヤクルト販売株式会社 様
- ネオス株式会社 様
- 株式会社菅生商店 様

そのほかご寄付をいただいている団体・個人のみなさまです。

団体

- 秋田地区事業主交通安全推進協会 様
- 秋田中央地区安全運転者管理者協会 様
- 鹿角地区被害者連絡協議会 様
- 一般社団法人秋田県損害保険代理店協会秋田支部 様
- 株式会社石川建設 様
- イオンリテール株式会社 様

個人

- 俳画教室 伊藤艶子 様
- 岡部晶子 様
- 茂木律子 様



当センターのロゴマークの付いている自動販売機の利用をよろしくお願いたします。

研修のひろば「犯罪被害者支援に係る研修会」の開催など

聞く (Hearing) について

理事長 佐藤 怜

一般的に英語では、聞く (Hearing) と言っているが、もう一つ、聞くには Listening というのがある。英語の辞書では「聞く、傾聴する、注意する、耳を貸す、従う」というのである。この中で「傾聴」という訳があるが、これは単なる「人の話しを聞く」という一般的な何となく聞く、というのではなく、注意深く相手の話をしっかり聞きとっていくという点で大いに違うのである。

私達は「電話相談」で、日常的に人の話しを聞く相談が日常的に行われているが、相手の話を「耳を傾けて、注意深く聞く」という態度が日常的に問われている訳で、この姿勢が、私達にたえず求められていると言うことが言えよう。若い頃大学の講義で米国の女性が、「Listen to carefully」(私の話しを注意深く聞いていただきたい) と言う、講義の始めに必ずいついた事を、今でも耳もとに残っている。私は人の話しを注意深く聞いてあげるという態度を今でもたえず持つように思っている。

研修報告 (平成22年度)

- ・ 支援員定例研修 (秋田市ジョイナス) 毎月第4水曜日
- ・ 北海道、東北ブロック研修 (秋田) 6/17~18 (6名参加)
- ・ 直接的支援セミナー (宮城) 6/23~26 (2名参加)
- ・ 支援員特別研修 (秋田市ふきみ会館) 8/9
- ・ 秋田県内相談窓口担当者ブロック別研修会開催 9/2 (秋田市) 9/6 (鷹巣) 9/8 (大仙市)
- ・ 全国フォーラム、秋季全国研修 (東京) 10/1~3 (4名参加)
- ・ 自助グループ継続研修 (東京) 10/26~27 (2名参加)
- ・ 支援員特別研修 (秋田市ふきみ会館)
- ・ 直接的支援実務修習 (宮城) 11/9~10 (2名参加)
- ・ 青森フォーラム視察 (青森) 11/13 (4名参加)
- ・ 宮城県民のつどい視察 (宮城) 11/26 (4名参加)
- ・ 北海道、東北ブロック研修 (秋田) 12/2~3 (6名参加)
- ・ コーディネーター前期研修 (東京) 1/31~2/1 (1名参加)
- ・ コーディネーター中期研修 (東京) 2/2~4 (1名参加)
- ・ 北海道、東北ブロック研修 (秋田) 12/2~3 (6名参加)

◎平成22年7月から支援活動員候補者4名の方が第8期生養成講座を継続受講中です。

北海道・東北ブロック研修会の感想

米森 昭博

この研修会の中で、秋田刑務所の処遇部長さんからは、ふだん私たちがうかがい知ることのできない受刑者の処遇状況や、PFI方式刑務所・受刑者に対する被害者教育などの新たな動きについてご講義いただき、大変興味深くお聞きしました。特に受刑者に対する被害者教育は、近年ようやく開始されたものであり、今後どのようにしてこの教育が継続・発展していくのか、被害者支援に携わる者として注意深く見守っていききたいものだと思います。

平成22年度第2回全国被害者支援ネットワーク 北海道・東北ブロック研修会に参加して

鈴木 厚子

研修に参加し、被害者支援のための面接技術等の向上や基本に立ち返ることの大切さ、また、他県の対応に苦慮した事例からは、今後当センターでも対応が必要になるかもしれない情報の共有等ができました。また、定例研修で発表の場を設け、研修に参加出来なかった人とも、情報共有ができた大変よかった。今後も被害者の立場に立ち、よりよい支援のあり方を目指し、センターの役割の向上や、情報提供できる範囲の拡大に努めていきたいと改めて思いました。

(社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集!!

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援員は、ボランティアです。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラム等のご案内を差し上げます。

(社)秋田被害者支援センターの活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

◆個人：1口 1,000円 ◆法人又は団体：1口 5,000円

※一口以上、何口でもお願い致します。

(各口座共通) 社団法人秋田被害者支援センター 理事長 佐藤 怜

秋田銀行 本店 普通 No.476400

北都銀行 本店 普通 No.0953069

郵便振替口座 No.02220-6-80225

社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

交通事故や犯罪等の被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。
当センターは、支援員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

安心して相談できる場所

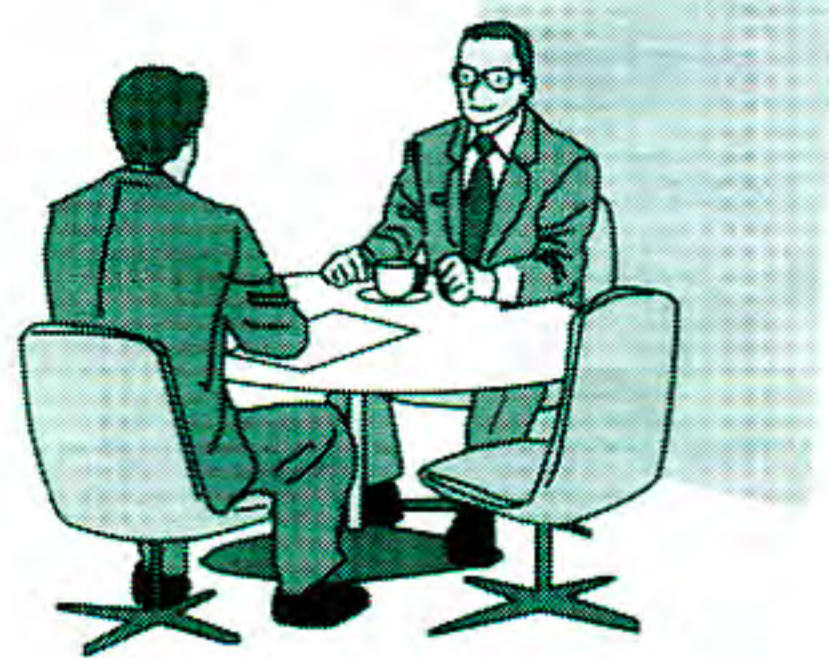
電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。



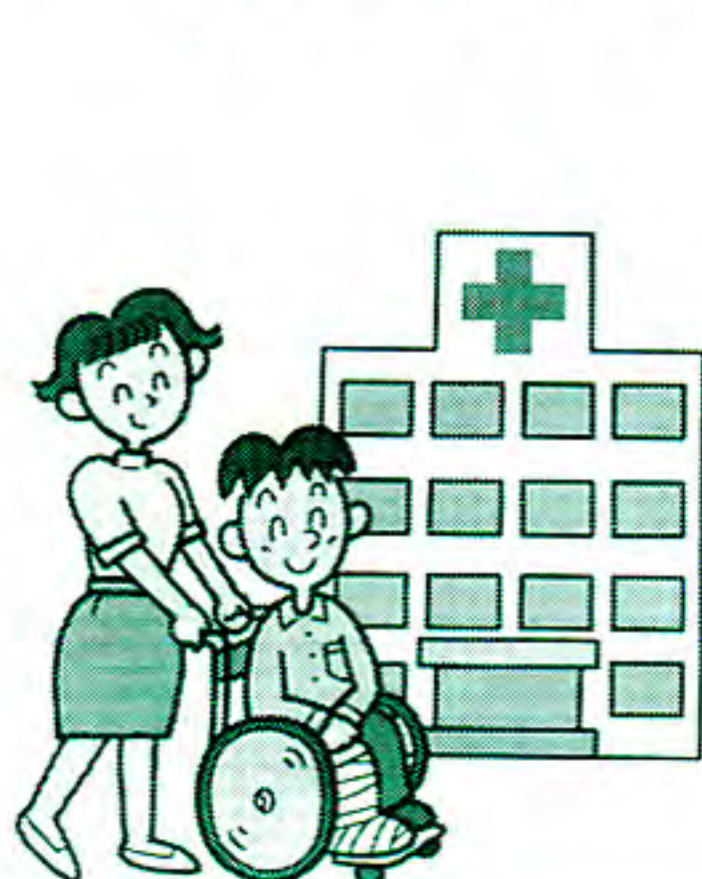
面接相談

相談員により随時行っております。
必要に応じて専門家(弁護士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士)が対応いたします。(要予約)



付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



特別支援

性犯罪及びストーカー行為、傷害等の被害者に対する治療費及び転居費用等の補助を行います。

犯罪被害者等給付金申請補助

犯罪被害者等給付金申請の補助手続をします。

自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

支援員の育成

相談員・被害者支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか、専門講師の指導を得て、相談受理事等、支援技術の向上を図っていきます。

編集後記

平成23年3月11日(金)東日本大震災(マグニチュード9.0)の巨大な地震が発生し、大変な被害となりました。尊い生命や財産を失われた方々に謹んでお見舞い申し上げます。今年も関係機関と連携を密にし支援の輪を広げてまいりますのでご理解ご協力をお願いいたします。